第二十二規則　浸水の防止、浸水の制御等

1　すべての水密戸は、3及び4に規定する航行中に開放することができる場合を除くほか、航行中は閉鎖しておく。この章の第十三規則10の規定によつて認める機関区域において一・二メートルを超える幅の水密戸は、同規定における状況においてのみ開放することができる。この1の規定に従つて開放されるいかなる戸も、直ちに閉鎖することができるようにしておく。

2　隔壁甲板の下方にある水密戸であつて一・二メートルを超える最大の開口幅を有するものは、絶対に必要と主管庁が決定したときの限定された期間を除くほか、当該船舶が航海中であるときは、閉鎖しておく。

3　水密戸は、旅客若しくは乗組員の通行を認める場合又はその水密戸の近くにおける作業により当該水密戸を開放することが必要とされる場合には、航行中開放することができる。当該水密戸は、当該水密戸の通抜けが完了したとき又は当該水密戸を開放することが必要とされる作業が終了したときには、直ちに閉鎖しなければならない。

4　水密戸は、絶対に必要であるとみなされる場合にのみ、すなわち、開放しておくことが船舶の機関の安全かつ効率的な操作又は旅客に対し旅客区域を通ずる通常の制限されない通行を認めるために不可欠であると決定された場合にのみ、航行中開放しておくことを認めることができる。その決定は、船舶の運航及び残存性に対する影響について慎重な考慮が払われた後にのみ、主管庁が行うことができる。このようにして開放しておくことが認められた水密戸は、船舶の復原性資料に明確に記載するものとし、常に直ちに閉鎖することができるようにしておく。

5　隔壁に取り付ける板戸で取外し可能なものは、常に船舶の出航前に取り付けるものとし、航行中は、船長の裁量により、緊急の必要がある場合を除くほか、取り外してはならない。これらの板戸を再び取り付けるに当たつては、接合部が水密であることを確保するために必要な注意を払う。この章の第十三規則10の規定に従い機関区域において認められる水密動力滑り戸は、船長の裁量により、緊急の必要がある場合を除くほか、出航前に閉鎖し、航行中閉鎖しておくものとする。

6　この章の第十三規則9.1の規定に従い甲板間の貨物区域を仕切る水密隔壁に取り付けられた水密戸は、出港前に閉鎖し、航行中閉鎖しておくものとし、これらの水密戸を港内において開放した時刻及び出港前に閉鎖した時刻は、航海日誌に記載する。

7　隔壁甲板の下方に設ける舷門、載貨門及び給油口は、船舶の出港前に有効かつ水密に閉鎖するものとし、航行中閉鎖しておく。

8　次に掲げる隔壁甲板の上方にある戸は、船舶のいかなる航行の前にも、閉鎖して錠を下ろしておくものとし、船舶の次の着岸までは、閉鎖して錠を下ろしておく。

.1　外板又は閉囲船楼の外部周壁における貨物の積載用の戸

.2　.1に示す位置におけるバウ・バイザー

.3　衝突隔壁における貨物の積載用の戸

.4　.1から.3までに掲げる戸に代わる閉鎖装置を形成するランプ

9　船舶の着岸中、戸を開放し、又は閉鎖することができない場合には、当該戸は、船舶が着岸し、又は離岸する間、当該戸を直ちに操作することができるようにするために必要な限り、開放し、又は開放しておくことができる。いかなる場合においても、インナー・バウ・ドアは、閉鎖しておかなければならない。

10　8.1及び8.4の規定にかかわらず、主管庁は、船舶の運航又は旅客の乗降のために必要な場合において、船舶が安全にびよう泊しているときは及び船舶の安全が損なわれないことを条件として、船長の裁量により、特定の戸を開放することを認めることができる。

11　船長は、8に規定する戸の開閉の監視及び報告の効果的な制度が実施されることを確保する。

12　船長は、船舶がいかなる航行の前にも、13に規定する戸の最後の閉鎖の時刻及び14に規定する特定の戸の開放の時刻を航海日誌に記載することを確保する。

13　ヒンジ戸、取り外し可能な板戸、舷窓、舷門、載貨門、燃料給油口その他の開口であつてこの章の規定により航行中閉鎖しておくことを要求されるものは、船舶の出航前に閉鎖する。閉鎖した時刻及び開放した時刻（この章の規定により開放することを認められた場合）は、主管庁の定める航海日誌に記録する。

14　甲板間において、この章の第十五規則3.2に規定するいずれかの舷窓の下縁が、船舶の出港の際の水面から上方へ一・四メートルに船舶の幅の二・五パーセントに相当する長さを加えた距離にその最低点がある、船側における隔壁甲板に対し平行に引いた線の下方にある場合には、その甲板間のすべての舷窓は、船舶の出港前に水密に閉鎖して錠を下ろすものとし、次の港に着く前に開放してはならない。この14の規定の適用に当たり、可能なときは、淡水について適当な塩分を測定することができる。

.1　港内においてこの14に規定する舷窓を開放した時刻及び船舶の出港前に舷窓を閉鎖して錠を下ろした時刻は、主管庁の定める航海日誌に記載する。

.2　最高区画喫水で浮いている場合にその舷窓がこの14に規定する位置にある船舶については、主管庁は、限界平均喫水を指示することができるものとし、その限界平均喫水は、これに対応する喫水線から上方へ一・四メートルに船舶の幅の二・五パーセントに相当する長さを加えた距離にその最低点がある、船側における隔壁甲板に対し平行に引いた線の上方にそれらの舷窓の下縁がくることとなるようにする。その限界平均喫水で浮いている船舶は、舷窓を閉鎖して錠を下ろすことなく出港すること及び次の港までの航海中に船長の責任で海上において舷窓を開放することが許されるものとする。現行の満載喫水線に関する国際条約に定める熱帯においては、その限界喫水は、〇・三メートルだけ増加させることができる。

15　航行中に近づくことができない舷窓及びその内ぶたは、船舶の出港前に確実に閉鎖しておく。

16　この章の第十五規則5.2に規定する場所に貨物を積載する場合には、舷窓及びその内ぶたは、貨物を積載する前に水密に閉鎖して錠を下ろすものとし、その閉鎖及び施錠については、主管庁が定める航海日誌に記録する。

17　ごみ捨て筒等を使用しない間は、この章の第十五規則10.2の規定によつて要求されるふた及び弁は、確実に閉鎖しておく。

第二十二一規則　二千十年七月一日以後建造された三十六人以上の者を運送する旅客船についての浸水探知装置

隔壁甲板の下方の水密区域のための浸水探知装置は、国際海事機関が作成する指針に基づいて備えるものとする。

第二十三規則　ロールオン・ロールオフ旅客船についての特別要件

1　特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域は、船舶の航行中、荒天時の車両の移動及びこれら区域への許可を得ていない旅客の立入りを探知することができるよう、テレビ監視装置のような効果的な手段により、継続的に巡視され、又は監視されなければならない。